建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百五十号**

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十八条の二及び第二十八条の四第四項並びに同法第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正）

**第一条**　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号及び第四条第一項中「第十三条」を「第十四条第一項」に改める。

第十条の見出しを「（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数）」に改め、同条中「第二十八条第一項」を「第二十六条の二」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改める。

第十一条を削る。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第三十五条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出し中「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の戸数）

**第十二条**　法第二十八条の二の政令で定める住宅の区分は、次の各号に掲げる住宅の区分とし、同条の政令で定める数は、当該住宅の区分に応じ、一年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数が当該各号に定める数であることとする。

一　一戸建ての住宅　三百戸

二　長屋又は共同住宅　千戸

（請負型規格住宅に係る報告及び立入検査）

**第十三条**　国土交通大臣は、法第二十八条の四第四項の規定により、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅（当該特定建設工事業者の一年間に新たに建設するその戸数が前条各号に定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。）につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一　新たに建設した請負型規格住宅の戸数

二　請負型規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項

2　国土交通大臣は、法第二十八条の四第四項の規定により、その職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場又は特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該請負型規格住宅、当該請負型規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

附則第三条中「附則第三条第九項」を「附則第三条第十項」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

**第二条**　次に掲げる政令の規定中「附則第三条第六項から第八項まで」を「附則第三条第七項から第九項まで」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第二十六号

二　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二十二号

三　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第十九号

四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二十四号

五　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第二十三号

六　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四十七号

七　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第二十五号

八　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三十三号

九　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第二十六号

（社会資本整備審議会令の一部改正）

**第三条**　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十八条第三項」を削る。

第六条第一項の表建築分科会の項第二号中「及び建築基準法」を「、建築基準法」に、「の規定により、並びに」を「及び」に、「の規定に基づき」を「（平成二十七年法律第五十三号）の規定により」に改める。

**附　則**

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三